

## 横浜市災害応急用井戸の指定等に関する要綱

制 定 平成8年5月30日 衛公第145号（局長決裁）  
最近改正 令和8年3月25日 医生第1486号（局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、横浜市地域防災計画に基づき、地震等の災害発生時に、上水道が復旧するまでの間、市内にある井戸又は湧水をより衛生的な生活用水として活用できるよう災害応急用井戸として指定することについて必要な事項を定めることにより、地域における給水の確保を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱で「災害応急用井戸」とは、災害時に地域住民等の洗浄水などの生活用水（非飲用）として利用するため市長が指定した井戸又は湧水をいう。

### （指定）

第3条 市長は、井戸又は湧水の所有者又は管理者（以下「井戸の所有者等」という。）であって、災害時にその井戸水等を地域住民等へ提供する意志のあるものに対し、第4条に定める指定要件を満たした井戸又は湧水を災害応急用井戸として指定するものとする。

### （指定要件）

第4条 災害応急用井戸の指定要件は、原則として次のとおりとする。

- (1) 市内の井戸又は湧水であること。
- (2) 井戸の所有者等がいること。
- (3) 水質は別表1に定める基準を満たすこと。
- (4) 井戸本体及び周囲の状況は、別表2に定める基準を満たすこと。
- (5) 井戸又は湧水の所在地、所有者氏名等の必要事項を公表し閲覧に供することができるものであること。

### （拡充）

第5条 市長は、井戸の所有者等に対し、災害応急用井戸の募集、その他必要な方法によって、災害時のより衛生的な生活用水を確保しその拡充を図るものとする。

### （指定の申出）

第6条 災害応急用井戸の指定を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、災害応急用井戸指定申出書（第1号様式）に必要な事項を記入し、井戸の所在地を管轄する福祉保健センターを通じて市長に申し出るものとする。

### （申出後の水質検査等）

第7条 市長は、前条に規定する申出を受けたときは、当該井戸等の水質検査及び周囲の状況の検査を実施するものとする。

### （決定通知等）

第8条 市長は、前条に規定する水質検査等の結果が第4条第3号及び第4号に該当すると認められたときは、災害応急用井戸指定決定通知書（第2号様式）を、認められないときは災害応急用井戸不指定通知書（第3号様式）を第6条の申出者に通知するものと

する。

- 2 市長は、前項の災害応急用井戸指定決定通知書に添えて、災害用井戸協力の家プレート（第4号様式）その他必要なものを交付するものとする。

（管理）

第9条 市長は、災害時に迅速かつ安全に地域住民等が災害応急用井戸を使用できるよう、次のことを行うものとする。

- (1) 災害応急用井戸台帳の作成及び管理
  - (2) 災害応急用井戸の所在地等の本市ウェブページ等での公表
  - (3) 災害応急用井戸の所在地等の福祉保健センター及び地域防災拠点等での閲覧用の名簿の作成、管理及び閲覧対応（地域防災拠点等への配付を含む。）
  - (4) 災害応急用井戸の指定を受けた者（以下「設置者」という。）に対する災害応急用井戸の適切な維持管理に係る啓発
  - (5) その他必要な措置
- 2 設置者は次のことを行うものとする。
    - (1) 交付される災害用井戸協力の家プレートを近隣の方に分かりやすい場所に掲示すること。
    - (2) 災害応急用井戸の適切な維持管理に努めること。
    - (3) 災害発生時には、速やかに井戸等の点検等を行い、日ごろの状態と比べて大きな変化が無いことを確認したうえで、地域住民等へ井戸水を生活用水として提供すること。

（指定の変更及び解除）

第10条 設置者は、設置者等の変更又は指定の解除をするときは、井戸の所在地を所管する福祉保健センター長にその内容及び理由を申し出るものとする。

- 2 市長は、前項に定める申出を受けたときは指定の変更又は解除を行う。
- 3 市長は、第1項の規定に関わらず、必要と認めるときは、災害応急用井戸の指定を解除することができる。

（様式の取扱い）

第11条 本要綱に定める様式については、各様式で必要とされる事項の記載が満たされる限り、軽微な範囲で変更を加えることができるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は医療局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に指定されている災害応急用井戸については、この要綱で指定された災害応急用井戸とみなす。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に指定されている災害応急用井戸については、この要綱で指定された災害応急用井戸とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 25 日医生第 1486 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に決裁処理過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

別表 1

項 目	基 準
pH値	5.8以上8.6以下であること。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

別表 2

項 目	基 準
井戸の立上げ	おおむね15センチメートル以上あること。
ふた	防水密閉であること。また上部に水を汚染するものがないこと。
周辺の状況	井戸を汚染するようなものが周囲にないこと。

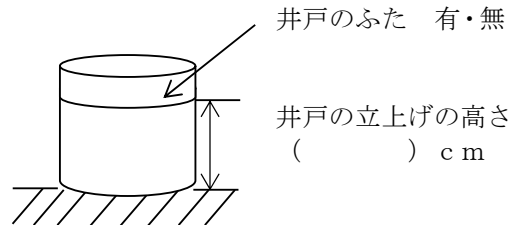


(裏)

井戸等の配置図 ※ 周辺の建物等との位置関係が分かるように記載してください。

井戸等の詳細図 ※ 井戸の立上げ、フタの有無等の構造が分かるように記載してください。

(記載例)



様

横浜市長

## 災害応急用井戸指定決定通知書

このたびは、災害応急用井戸の指定に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

年 月 日に申出のありました次の井戸等について、災害応急用井戸として指定することに決定しましたので、横浜市災害応急用井戸の指定等に関する要綱第8条に基づき通知します。災害応急用井戸として機能するよう、平常時からの適切な維持管理に努めていただきますようお願いいたします。

なお、指定後は、災害応急用井戸の生活用水を、災害時に地域の方々等に御利用いただけるよう、災害応急用井戸の所在地及び所有者氏名等を本市ウェブページ等で公表し、また福祉保健センター及び地域防災拠点等で市民等の閲覧に供します。

設置者や御連絡先情報等に変更が生じた場合には、速やかに福祉保健センター生活衛生課まで御連絡いただきますよう、重ねてお願いいたします。

井戸管理番号	
所在地	
水の種類	
種類	
汲上げ方法	

様

横浜市長

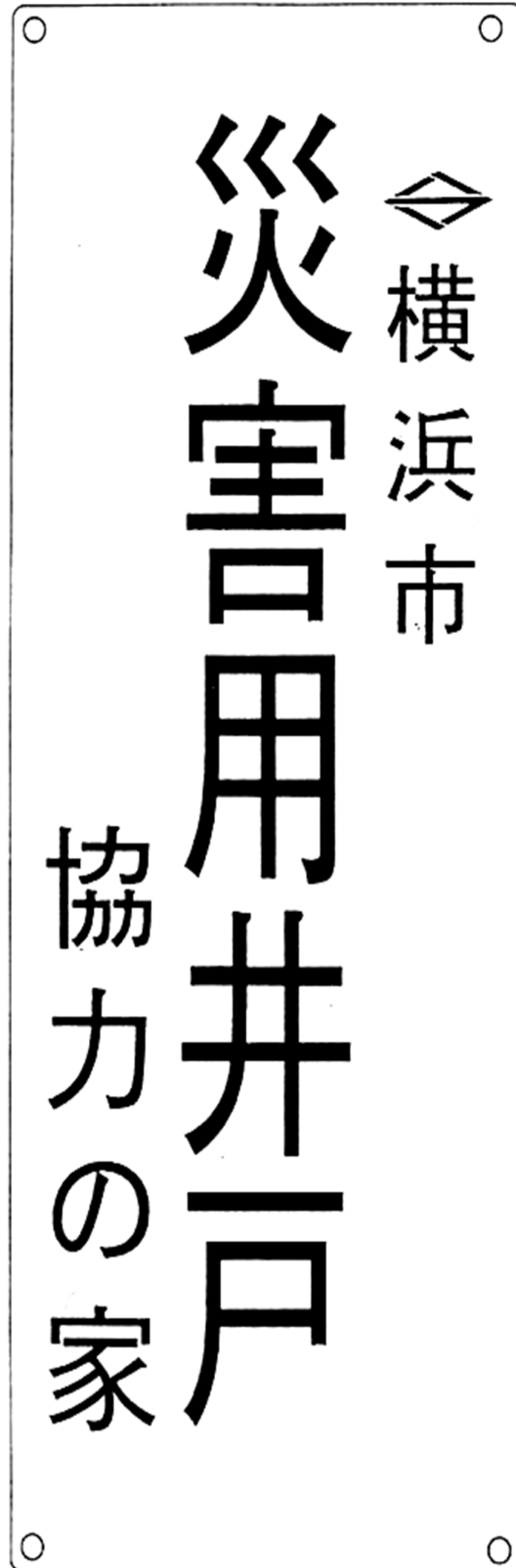
災害応急用井戸不指定通知書

このたびは、災害応急用井戸の指定に向けた御協力をいただき、誠にありがとうございました。

年 月 日に申出のありました次の井戸等については、横浜市災害応急用井戸の指定等に関する要綱第4条の基準に適合せず、災害応急用井戸として指定することができませんでしたのでお知らせします。

今後とも、災害応急用井戸事業の推進に当たり、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

井戸等所在地	
水の種類	
種類	
汲上げ方法	



プレート仕様  
たて 255mm  
よこ 95mm